

土壌検査結果について（京都府実施分）

1 検査方法

(1) 検体採取箇所の考え方

- ① 事業者から聴き取り調査をして、再生土が搬入された箇所を特定した。
- ② 特定した箇所を重機により掘削し、再生土が埋められたことを確認した。
なお、再生土の確認は、他の残土との色の違いやセメント系臭気の有無及び携帯型pHメーターによる水素イオン濃度を測定すること等により実施した。
- ③ 検体採取箇所…別図のとおり

(2) 検査項目選定の考え方

- ① 土質検査項目（コーン指数試験、一軸圧縮試験、粒度試験、密度試験）
建設汚泥であるかを確認するため。
- ② 有害物質検査項目（pH、含水率、強熱減量及び判定基準項目等26項目）
有害な産業廃棄物に該当するかを確認するため。
なお、判定基準項目等26項目とは、汚泥の陸上埋立処分を想定した判定基準項目24項目に、土壌環境基準が定められている弗素、硼素を加えた26項目。

※ 判定基準項目（通称を表示している項目がある。）

アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

(3) 検査方法

① 検体採取方法

上記1(1)の方法により確認した再生土を検査項目に必要な分量を採取し、その日の内に検査機関に搬入し、検査に供した。

② 検査方法（検査機関）

ア 土質検査項目（財団法人日本建築総合試験所）

- ・コーン指数試験（JIS A 1228）
- ・一軸圧縮試験（JIS A 1216）
- ・粒度試験（JIS A 1204）
- ・密度試験（JIS A 1202）

イ 有害物質検査項目（京都府保健環境研究所）

- ・pH（JIS K 0122）
- ・含水率（昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のⅡによる）
- ・強熱減量（昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のⅡによる）
- ・判定基準項目等26項目（昭和48年2月17日環境庁告示第13号 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法及びJIS K 0102）

2 検査結果

別紙のとおり